

平成28年3月29日

平成28年度警察庁調達改善計画

1 警察庁における調達改善の方針

警察庁においては、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるために、透明性、公平性及び経済性を確保しつつ、継続的に調達改善に取り組むこととする。

2 調達の現状分析

警察庁における契約状況は表のとおり、より詳細に分析を行うとともに、これまでの調達改善の実施状況を把握・分析し、平成28年度警察庁調達改善計画において取り組む分野等を策定する。

(1) 競争性に関する分析（表1及び2）

平成26年度の契約件数は2,942件、契約金額は733億円である。このうち、競争性のある契約は2,334件（約79%）、競争性のない随意契約は608件（約21%）となっている。

引き続き、随意契約によらざるを得ない案件について、その妥当性を精査するなどして、競争性のある契約への移行について検討する。

また、平成26年度における調達の応札状況は、競争入札における一者応札は442件（約24%）、契約金額は169億円（約37%）となっている。

引き続き、一者応札案件について、その原因を分析するなどして、複数者応札となるよう検討する。

(2) 事業別に関する分析（表3）

平成26年度における競争性のない随意契約及び競争入札の一者応札の契約内容を事業別にみると、まず、競争性のない随意契約では、件数ベースで光熱水料関係は245件（約40%）と全体の4割を占めている。

また、競争入札における一者応札では、金額ベースで警察装備品関係が約82億円（約49%）と全体の約半分を占めている。

このような状況を踏まえ、光熱水料関係では電力小売自由化を踏まえた電力調達の改善、また、警察装備品関係を中心に、これまでと同様に随意契約の見直し及び一者応札の改善に向けた取組などを引き続き推進する。

表1 平成26年度警察庁(本庁・地方(附属機関・地方機関・都道府県警察(国費のみ対象))における契約の状況

(単位:百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	1,832	62.3%	46,015	62.8%
	企画競争・公募による随意契約	363	12.3%	8,250	11.3%
	不落・不調による随意契約	139	4.7%	8,944	12.2%
	小計	2,334	79.3%	63,209	86.2%
競争性のない随意契約		608	20.7%	10,114	13.8%
合計		2,942	100.0%	73,323	100.0%

表2 平成26年度警察庁における調達の実績状況

(単位:百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	442	16,902	1,390	29,113	1,832	46,015
割合	24.1%	36.7%	75.9%	63.3%	100.0%	100.0%
企画競争による随意契約	3	23	7	23	10	46
割合	30.0%	49.4%	70.0%	50.6%	100.0%	100.0%
公募による随意契約	345	8,165	8	39	353	8,204
割合	97.7%	99.5%	2.3%	0.5%	100.0%	100.0%

表3 平成26年度警察庁における調達経費の内訳

○競争性のない随意契約の事業別内訳

(単位:千円)

事業別	契約件数		契約金額	
		割合		割合
1 回線サービス	48	7.9%	2,497,599	24.7%
2 光熱水料	245	40.3%	2,473,159	24.5%
3 賃貸借	59	9.7%	2,116,239	20.9%
4 保守	14	2.3%	371,559	3.7%
5 警察装備品	20	3.3%	253,007	2.5%
6 無線通信機器	32	5.3%	471,485	4.7%
7 情報システム機器	6	1.0%	24,843	0.2%
8 業務委託	9	1.5%	35,316	0.3%
9 その他	175	28.8%	1,870,681	18.5%
合計	608	100.0%	10,113,888	100.0%

○競争入札における一者応札の事業別内訳

(単位:千円)

事業別	契約件数		契約金額	
		割合		割合
1 回線サービス	18	4.1%	378,538	2.2%
2 光熱水料	41	9.3%	525,904	3.1%
3 賃貸借	37	8.4%	2,941,486	17.4%
4 保守	38	8.6%	390,010	2.3%
5 警察装備品	37	8.4%	8,228,756	48.7%
6 無線通信機器	33	7.5%	1,239,558	7.3%
7 情報システム機器	9	2.0%	255,330	1.5%
8 調査研究	12	2.7%	96,530	0.6%
9 業務委託	34	7.7%	653,528	3.9%
10 その他	183	41.4%	2,192,678	13.0%
合計	442	100.0%	16,902,319	100.0%

※ 表1～3は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財務大臣通知)に基づき、財務省が契約統計を策定するに当たり警察庁が財務省に提出したデータをもとに作成。

※ 係数は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

3 共通的な取組

(1) 一者応札の改善（本庁）

警察庁では、平成27年度上半期の本庁契約のうち一者応札で高落札率の契約案件75件について、事後検証を実施したところである。

検証結果として、仕様書の内容が限定的と思われる案件が29件で最も多く見られたほか、既設の機器等に接続するための契約が13件、公告・履行期間が短いと考えられる案件は7件であった。

また、全般的に共通する原因として、入札説明書の受領業者が1者で、新規事業者への声かけを行っていない案件が散見されたほか、入札説明会を実施した案件は75件中、3件のみとなっていた。

このような結果を踏まえ以下の取組を実施する。

ア より競争性の高い調達を目指す観点から、新規参入が見込まれる業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間及び開札日から契約履行開始までの期間等を可能な限り延伸するほか、必要に応じて仕様書の見直しや入札説明会を積極的実施するなど、より多くの業者が入札に参加できるよう改善を図る。（難易度（※1）：A⁺）

（※1）難易度については、「指針」（※2）等を踏まえ、効果的な取組（A⁺）、発展的な取組（A）及び標準的な取組（B）と設定する。

（※2）「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議）において示された取組。

イ 一者応札等となった入札案件について事後検証を行い、その原因の分析に努めるとともに、必要に応じて外部の専門家等に意見を求めるなど、今後の入札に生かす取組を行う。（難易度：A⁺）

(2) 地方支分部局における取組の推進

地方支分部局の調達改善の取組を一層推進するため、以下の取組を実施する。

ア 共同調達等の推進

・ DNA 試薬の調達の見直し

管区単位での共同調達による契約単価の見直し等を行いスケールメリットによる経費の削減及び事務の効率化を図る。

また、共同調達を実施したDNA試薬はその効果が発現したことを踏まえ、他のDNA試薬等についても共同調達実施の可否等について検討を進める。（難易度：A⁺）

- ・ 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用
事務用消耗品、コピー用紙、複写機賃貸借等について、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、共同調達等の積極的な導入に努めスケジュールメリットの活用、事務の効率化の更なる向上を図る。
(難易度：A)

イ 随意契約の見直し

少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式（※）を積極的に採用し、競争性の確保に努める。(難易度：A)

- ※ オープンカウンター方式とは、発注者側が見積の相手方を特定せずに調達情報をホームページなどに公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式である。

ウ 一者応札の改善

- ・ 新規参入が見込まれる業者への声かけを積極的に行うとともに、入札公告の掲載期間及び開札日から契約履行開始までの期間等を可能な限り延伸するほか、必要に応じて仕様書の見直しを行うなど、より多くの業者が入札に参加できる環境を整備することにより、競争性の高い調達を目指す。(難易度：A)
- ・ 入札不参加者へ不参加理由のアンケート調査を実施し、対応可能な要望について採用する。(難易度：A)

エ 旅費の効率化

旅費については、パック商品や公用ICカード乗車券を活用するほか、旅行代理店へのアウトソーシングを活用するなど、旅費事務の効率化を図る。(難易度：A⁺)

(3) 電力調達の改善に係る取組（本庁・地方）

平成26年度における電力調達契約は、200件（少額な随意契約は除く）となっており、うち競争性のない随意契約は100件（50%）となっている。

また、応札状況では、競争性のある契約（100件）のうち一者応札は60件（60%）となっている。

平成28年4月からの電力小売全面自由化に伴い、複数者応札による競争性の確保に努めるほか、複数の庁舎をまとめて入札する等の合理化の検討を行う。(難易度：A)

4 重点的な取組

(1) 随意契約の見直し（本庁）

競争性のある契約方式へ移行する余地がないか十分検討した上で、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合においては積極的に価格交渉を行い経済性を確保する。（難易度：A⁺）

(2) 一者応札の改善（本庁）

より客観性、透明性の向上を図る観点から、契約案件によっては、仕様書の作成、予定価格の積算手法等、各分野における外部の専門家等の利害関係を有しない第三者の意見を取り入れた調達の仕事組を検討する。

（難易度：A⁺）

5 継続的な取組

(1) 随意契約の見直し（本庁）

ア 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、契約方法、契約条件等の適否を「特定調達契約審査委員会」において審査するほか、これ以外の案件（少額な随意契約を除く）にあっても随意契約の適否について審査を行い、競争性のある契約方式へ移行する余地がないか検討を行う。（難易度：B）

イ 少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を引き続き採用し、ホームページ上に調達情報を掲載する。（難易度：A）

(2) 一者応札の改善（本庁）

ア 入札への参入を促進するために、平成28年度政府調達案件について外務省主催の共同の調達セミナーに参加するとともに、警察庁独自の政府調達セミナーを開催するほか、調達情報をホームページ上に公表して新規参入業者の促進を図り、地方支分部局等の調達情報をリンクし広く情報を発信する。（難易度：B）

イ 入札不参加者へ不参加理由のアンケート調査を引き続き実施し、対応可能な要望について採用するほか、アンケート調査結果をより広く有効に活用するため、関係所属と共有を図る。（難易度：A）

ウ 特殊な物品（警察装備品等）の調達に当たり、当該物品を提供できる者が特定一者であると想定される場合においても、公募の手続きを行うなど、競争性及び透明性の確保に努める。（難易度：B）

(3) 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用（本庁）

平成28年度も引き続き、警察庁、総務省及び国土交通省との3省庁間による共同調達を実施するとともに、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の拡大を検討する。（難易度：B）

(4) 調達及び契約手法の多様化（本庁）

ア 総合評価落札方式の継続的实施

平成26年度の総合評価落札方式の実施件数は、本庁及び地方支分部局を含め26件実施しており、平成27年度上半期では39件実施している。

総合評価方式については、ルールの明確化、運用の適正化及び選定過程の透明化を図る観点から、現在運用している規定等を点検し、必要に応じ見直しを実施する。（難易度：B）

イ クレジットカードを利用した決済の実施

少額な随意契約案件への対応として、昨年度途中から開始したインターネット取引（※）による物品調達の拡大を図るなど、引き続きクレジットカード決済を行う。（難易度：B）

※ インターネット取引とは、インターネット上のショッピングサイト内において、より安価なものを選択・発注する取引。なお、支払いについては、クレジットカード払いを採用することで、事務の効率化を図る。

(5) 人材育成、情報の共有（本庁・地方）

ア 本庁が実施する研修はもとより他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。

また、地方における調達改善の取組を一層推進するため、地方支分部局が実施する研修等の機会を利用し、本庁等による指導・教養を行う。

（難易度：B）

イ 警察庁会計業務検討会議における契約の審査内容や「競争性のある契約方式へ移行できた事例」、「一者応札が解消した事例」、「調達コスト削減に有効な事例」等を地方支分部局に発出する等して情報共有を図る。

（難易度：B）

ウ 昨年度に整備した警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。（難易度：B）

(6) 旅費の効率化（本庁）

旅費については、パック商品や公用ＩＣカード乗車券の利用を促進するとともに、旅行代理店へのアウトソーシングを引き続き活用し、旅費事務の効率化を図る。（難易度：Ｂ）

6 実施状況の把握

調達改善計画の実施状況については、原則年２回（上半期・下半期）把握する。なお、計画の見直しが必要となった場合については、随時改定し公表する。

7 自己評価の実施

上半期及び年度終了後、計画の達成状況、調達の具体的な改善状況について評価を行い警察庁ホームページに公表する。

なお、自己評価の実施については、「難易度」、「進捗度」及び「効果」の３要素を踏まえた評価を実施予定である。

8 調達改善計画の推進体制

警察庁における調達改善計画は、警察庁会計業務改善委員会（別添１）により推進する。

9 外部有識者の活用

調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、警察庁会計業務検討会議（別添２）の委員に意見を求める。

特に、締結した個別の契約について、その契約方式等に関し同委員の意見を求める。

10 内部監査の活用

毎年度実施している内部監査における監査項目として、契約に関する項目を設定し、適切な調達に関しての検証や評価を実施する。

警察庁会計業務改善委員会設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
委員長 官房長
副委員長 総務課長、会計課長
委員 参事官（企画担当）、生活安全企画課長、刑事企画課長、
組織犯罪対策企画課長、交通企画課長、警備企画課長、外事課長、
情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、
皇宮警察本部副本部長
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。
- (5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。

警察庁会計業務検討会議設置要綱

1 設置

警察庁に、警察庁会計業務検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 任務

会議は、警察庁における行政事業レビュー、調達改善の取組、随意契約の適正化の推進に係る取組等の会計業務の改善に係る各種取組に対し、公正中立の立場から専門的知見に基づき検討を行い意見を述べることにより、その客観性の確保を図ることを任務とする。

3 構成及び運営

- (1) 会議は、学識経験等を有し公正中立の立場で会議の行う取組に参画することができる外部有識者（以下「委員」という。）をもって構成し、次に掲げる者に警察庁会計業務改善委員会委員長が委嘱する。

赤坂裕彦 弁護士

竹谷智行 弁護士

松村敏弘 東京大学教授

水谷 章 公認会計士・税理士

- (2) 委員は、その互選により委員長を選任する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- (4) 会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。
- (5) 会議の庶務は、会計課において処理する。